

## ベトナム会計・税務

### 通達第 39/2014/TT-BTC 号及び通達第 26/2015/TT-BTC 号の修正・追加通達による商品販売及びサービス提供のインボイスの案内

2017年4月27日、財務省は、商品販売及びサービス提供のインボイスに関するいくつかの規定を修正・追加する通達第 37/2017/TT-BTC 号を発行した。それによると、税務機関によるインボイスに関する行政手続きの処理期間が 5 営業日間から 2 営業日間に変更された。具体的には：

- 企業から予約印刷又は自社で印刷するインボイスの利用を申請する書面を受領した日付より 2 営業日後に税務機関からの回答書面がなければ、企業がそのインボイスを利用することができる。
- インボイス発行通知及びサンプルは、インボイスの利用開始日より遅くとも 2 日前に税務機関に送付しなければならない。

本通達は 2017年6月16日より有効となる。

### 高度技術応用、裾野産業の発展、農業奨励及び農産物の生産、加工、消費分野における法人所得税及び付加価値税への優遇措置

2017年4月24日、税務総局はオフィシャルレター第 1583/TCT-CS 号を発行した。それによると、以下の通りに、税務総局が高度技術応用分野、裾野産業の発展、農業奨励及び農産物の生産、加工、消費に関する税金の優遇、支援政策をまとめた。

- 高度技術応用分野への優遇措置：
  - + 付加価値税：科学、テクノロジーサービスへの税率は 5%となる。
  - + 法人所得税：15 年間において税率が 10%であり、ハイテクノロジー団地での新規プロジェクト投資の実施から得た収益に関しては、最大 4 年間免税され、次の最大 9 年間において 50%減税される。その収益に含まれる分野は次の通りである：科学研究及びテクノロジー開発；高度技術法が規定している、投資開発が優先されているハイテクノロジー一覧に属しているハイテクノロジー応用技術；ハイテクノロジー又はハイテクノロジー企業の育成；高度技術法が規定している、投資開発が優先されているハイテクノロジー一覧に属しているハイテクノロジーの開発ベンチャー；ハイテクノロジー又はハイテクノロジー企業の育成施設の建設・運営；高度技術法に規定しているハイテクノロジー及びハイテクノロジー農業分野の企業

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話；+84 24 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話；+84 28 3930 5491

- 裾野産業への優遇措置：
  - + 法人所得税：15年間に於いて税率が10%であり、次の場合に於いては、最大4年間免税され、次の最大9年間に於いて50%減税される：高度技術法が規定している、ハイテクノロジーの優先開発を支援する裾野産業の製品一覧に属している製品；2015年1月1日までベトナムではまだ生産できない、又は生産できるが、欧州連合（EU）の技術基準又はそれと同等な基準を満たしているアパレル、皮革・履物、電子情報、車の組立・生産及び機器製造産業の製品の優先開発を支援する裾野産業製品の新規生産プロジェクトの実施から得た収益
  
- 農業奨励及び農産物の生産、加工、消費分野への優遇措置
  - + 付加価値税：農業生産における収穫物、機械及びいくつかのサービスは、課税対象でない又は低額課税対象（5%）である
  - + 法人所得税：

免税対象の収益は次の通りである：農業協同組合の農水産物の耕作、飼育、加工及び塩製造から得た収益； 経済社会状況が困難又は特別困難な地域における農業、林業、漁業及び塩業で活動している協同組合の収益；経済社会状況が特別困難な地域における農水産物の耕作、飼育、加工企業の収益；漁獲活動からの収益

税率10%が適用される企業の収益は次の通りである：森の繁殖、世話、保護；経済社会状況が困難の地域における農水産物の耕作、飼育、加工から得た収益；経済社会状況が困難の地域における林産物の生産；家畜、植物の生産、繁殖及び育種；規定されている免税対象の塩製造を除いた塩の製造、生産及び精製；収穫後の農産物の保管、農水産物及び食品の保管（直接保管及び外注による保管も含む）

経済社会状況が困難又は特別困難の地域に所在していない農水業における耕作、飼育及び加工企業に対しては、税率15%が適用される。

農水産物から加工された商品の収益に対する法人所得税優遇条件は：商品の生産費用（製造コスト）に対して、農水産物からの原材料の価格は30%占める；これらの商品は特別消費税の課税対象でないこと。

## 買掛金の商品に対する付加価値税控除の案内

2017年4月25日、税務総局はオフィシャルレター第1637/TCT-CS号を発行した。それによると：

- 2014年1月1日より2014年11月15日までの期間に於いて、2000万ベトナムドン以上の買掛金の商品及びサービスに対して、経営施設は買掛金商品の取引契約書、VATインボイス及び現金を使用しない証憑書類に基づいて、仕入の付

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話：+84 24 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話：+84 28 3930 5491

加価値税を控除し、確定申告する。契約書に決められている支払期日がまだ来ないために現金を使用しない証憑書類がまだ取得できない場合においても、経営施設は仕入の付加価値税を申告、控除することができる。契約書の支払期日が来ており、又は支払期日が12月31日以前になっている契約書における当年度12月31日までに、現金を使用しない証憑書類がまだ取得できなければ、企業が仕入の付加価値税を控除できず、控除した仕入の付加価値税額分の調整申告を行わなければならない。

2014年11月15日より、契約書の支払期日がまだ来ていないために銀行を通じた支払の証憑書類が取得できない場合においても、経営施設が仕入の付加価値税を申告、控除することができる。支払期日が来たが、経営施設がまだ支払わないために銀行を通じた支払の証憑書類がまだ取得できない場合、控除した付加価値税額分をまだ調整する必要がない。実際に支払われるとき、経営施設は銀行を通じた支払の証憑書類が取得できなければ（現金又は銀行を通じない形式での支払い）、控除したその商品、サービスの付加価値税額を調整し、申告しなければならない。

## 通達第 99/2016/TT-BTC 号の修正・追加通達による付加価値税の管理案内

2017年4月18日、財務省は、付加価値税の管理を案内する通達第 99/2016/TT-BTC 号のいくつかの項目を修正・追加する通達第 31/2017/TT-BTC 号を発行した。それによると、以下のとおり注目点がある：

受領日より1営業日内（現行の規定では3営業日以内になっている）に、納税者の税還付手続を行う：

- 国家予算への還付命令
- 税務機関により送付されてきた国家予算への還付或いは差引命令

本通達は2017年6月2日より有効となる。

## 登録期間を過ぎた販売促進商品に対する付加価値税の確定申告

2017年5月24日、税務総局はオフィシャルレター第 2179/TCT-CS 号を発行した。それによると、企業は、顧客に商品をプレゼントすることにより販売促進を行ったり、以前の価格よりも低価格で商品又はサービスを提供することにより割引を行ったりするが、通知した販売促進キャンペーンの期限を超えたり、或いはそのような販売促進キャンペーンが工商局に通知・登録されなかった場合（代行で販売促進を行う場合や代理店を通じた販売促進を行う場合等も含む）、プレゼント又は寄付される商品と同様に、会社は付加価値税を確定申告しなければならない。

---

### Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話；+84 24 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話；+84 28 3930 5491

## 省・県名の記載が漏れたインボイスの申告が認可される

2017年5月24日、税務総局はオフィシャルレター第2186/TCT-CS号を発行した。それによると、インボイスを作成する際に、原則として商品又はサービスを提供する団体は、企業登録証明書通りに団体名、住所及び税コードを記載しなければならない。

インボイスを作成する者は、購入者及び販売者の税コードを正しく記載し、住所のところでは県名を記載せず市名だけ記載するが、購入者及び販売者の住所を正確に特定でき、インボイスにある他の情報が全部正しい場合、これらのインボイスを用いて確定申告することができる。

## 定額支給されるガソリン代に対する個人所得税

2017年5月25日、税務総局はオフィシャルレター第2192/TCT-CS号を発行した。それによると、駐在員事務所が従業員に、個人の移動のために定額のガソリン代を支給する場合、この収入は個人所得税の課税対象となる。

## 労働者及びその親類への健康保険料、事故保険料に対する個人所得税

2017年4月28日、Hanoi市税務局はオフィシャルレター第25776/CT-TTHT号を発行した。それによると、団体がベトナムの法律に基づいて設立し、活動している保険会社と契約し、労働者及びその人身のために健康保険並びに事故保険（強制でなく、料金が累積されない保険）を購入する場合：

労働者のための保険を購入した費用は、労働者の個人所得税の課税対象にならない。

労働者の人身のための保険を購入した費用は、労働者の個人所得税の課税対象となる。

## ベトナムその他

### 海外投資家に対する投資登録及び会社登録手続きの共同解決仕組み

2017年4月18日、投資計画省は、海外投資家に対する投資登録及び会社登録の手続きの共同解決仕組みについて案内する通達第02/2017/TT-BKHDTを発行した。それによると、海外投資家及び外国資本のある経済組織は、投資登録に関して、受理窓口に次の手続きに対して書類を1部のみ提出すれば良い：

1. 経済組織の投資・設立手続き；
2. 資本金の払込、株式購入及び出資による投資の手続き；
3. 次のような会社登録内容及び投資登録内容の同時修正手続き：
  - 投資プロジェクトの目標と共に事業内容の変更；
  - 投資プロジェクトの実施場所と共に本社住所の変更；

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話；+84 24 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話；+84 28 3930 5491

# VIETNAM BUSINESS NEWS

- 投資プロジェクトの投資資本金と共に会社の定款資本金の変更；
- 投資登録証明書に記載されている投資家情報と共に海外投資家である社内のメンバー、発起人及び株主の情報の変更

海外投資家及び外国資本のある経済組織は、本通達の方法に基づいて投資登録及び会社登録の手続きを行うか、或いは投資法、企業法及び実施案内の書面に基づいて別々の手続きを行うかを選択することができる。

また、本通達は上記のそれぞれの手続きの共同実施手順についても規定している。

本通達は、2017年6月15日より有効となる。

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnam は、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnam までご連絡ください。

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話；+84 24 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話；+84 28 3930 5491